



# 金 沢 市 公 報

号外第15号の4

令和元年(2019年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 10
○金沢市地区調査員設置規則の一部を改正する規則 (市 民 課)	1	○金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 12
○金沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	1	○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境指導課) 15
○金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (子育て支援課)	3	○金沢市道路占用規則の一部を改正する規則 (道路管理課) 15
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども総合相談センター)	4	○金沢市建築基準法施行規則等の一部を改正する規則 (建築指導課) 15
○金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 (保育幼稚園課)	8	○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 17

## 規 則

金沢市地区調査員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第27号

金沢市地区調査員設置規則の一部を改正する規則

金沢市地区調査員設置規則(昭和51年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

別記様式中「第7条」を「第4条」に改め、同様式(表)中「印」を「**印**」に改め、同様式(裏)中「(この欄には、住民基本台帳法第34条、第35条及び第45条の条文を記載すること。)」を「(この欄には、住民基本台帳法第34条、第35条及び第44条の条文を記載すること。)」

地方公務員法(抜粋) に改める。

(この欄には、地方公務員法第34条及び第60条の条文を記載すること。)

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び別記様式の改正規定(「第7条」を「第4条」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

金沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第28号

金沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市印鑑条例施行規則(平成8年規則第91号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

	男・女
㊟	

	男・女
㊟	

に改める。

「備考 住民票に通称が記録されている場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは、  
 様式第3号中 「氏名」  
 ・ とする。 を  
 通称」

「備考 様式中「氏名」とあるのは、住民票に旧氏が記録されている場合にあつては  
 「氏名」 「氏名」  
 ・ と、通称が記録されている場合にあつては ・ とする。 に改める。  
 旧氏」 通称」

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、

	男・女
㊟	

	男・女
㊟	

に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、

	男・女
㊟	

	男・女
㊟	

に改める。

様式第7号及び様式第8号中

出生の年月日		男女の別	
--------	--	------	--

出生の年月日	
--------	--

に、

「備考 住民票に通称が記録されている場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは、  
 「氏名」  
 ・ とする。 を  
 通称」

「備考 様式中「氏名」とあるのは、住民票に旧氏が記録されている場合にあつては  
 「氏名」 「氏名」  
 ・ と、通称が記録されている場合にあつては ・ とする。 に改める。  
 旧氏」 通称」

様式第10号中「あて先」を「宛先」に、

男・女
-----

に改める。
-------

附 則

この規則は、令和元年11月5日から施行する。

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成8年規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(表)中

性別	生年月日

を

生年月日

に改める。

様式第21号中

性別	生年月日

を

生年月日

に改める。

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中

生年月日	性別
	男・女
	男・女
	男・女
	男・女
	男・女

を

生年月日

に改め、同様式の備考第2項中

「性別は該当するものを○で囲み、課税の有無は」を「課税の有無は、」に改める。

(金沢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市市民カードの交付等に関する規則(平成8年規則第90号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号から様式第6号までの規定中「あて先」を「宛先」に、

「

男・女 ①
----------

」を  
「

①
---

」に改める。

(金沢市介護保険規則の一部改正)

第4条 金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第16号から様式第18号まで及び様式第21号中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

「

生年月日	年 月 日生
------	--------

」に改める。

様式第28号中

年 月 日生	性 別	男・女
--------	-----	-----

を

「

年 月 日生
--------

」に改める。

様式第32号中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

生年月日	年 月 日生
------	--------

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「若しくは第2項」を削り、「同じ。」の次に「(次号に規定する措置を除く。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 法第27条第1項第3号(障害児入所施設に係るものに限る。)又は同条第2項の規定による措置(法第31条第5項の規定により当該措置とみなされるもの(障害児入所施設又は肢体不自由児(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由のある児童をいう。以下同じ。)若しくは重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を入院させる指定発達支援医療機関(法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)並びに法第28条第1項第1号及び第2号ただし書の規定により当該措置を採るものを含む。)に係る徴収金 別表第5に定める額

別表第1の備考第1項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項第2号中「第25項」を「第30項」に改める。

別表第2の備考第2項ただし書中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第4項第2号中「第25項」を「第30項」に改める。

別表第3の備考第2項ただし書中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第4項第2号中「第25項」を「第30項」に改める。

別表第4の備考第1項中「、障害児入所施設」及び「、肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達医療機関」を削り、同備考第3項ただし書中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第5項第2号中「第25項」を「第30項」に改め、同備考第15項中「(第7条第1項第6号に該当する徴収金にあっては、この表の規定による徴収金の合算額とする。)」を削る。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第7条関係)

障害児入所施設等措置費の徴収額 (扶養義務者用)

階層 区分	世帯の階層区分	徴 収 金 月 額		
		入 所 施 設		
		基 準 額	加算基準額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の世帯	0円	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ世帯	4,500円	450円	
D階層	1 A階層及 12,000円以下	6,600円	660円	
	2 びC階層 12,001円～30,000円	9,000円	900円	
	3 を除き、 30,001円～60,000円	13,500円	1,350円	
	4 当該年度 60,001円～96,000円	18,700円	1,870円	
	5 分の市町 96,001円～189,000円	29,000円	2,900円	
	6 村民税の 課税世帯 であって、 その市町	189,001円～277,000円	支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が4,120円を超えるときは、4,120円とする。
	7 村民税所得割の額の区分が次の区分	277,001円～348,000円	支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が5,420円を超えるときは、5,420円とする。
	8 に該当するもの	348,001円～465,000円	支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が6,870円を超えるときは、6,870円とする。
	9	465,001円～594,000円	支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が8,500円を超えるときは、8,500円とする。
	10	594,001円～716,000円	支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が10,290円を超えるときは、10,290円とする。
	11	716,001円～864,000円	支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が12,250円を超えるとき

			とする。	きは、12,250円とする。
12		864,001円～1,056,000円	支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が14,380円を超えるときは、14,380円とする。
13		1,056,001円～1,238,000円	支弁額。ただし、その額が166,000円を超えるときは、166,000円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が16,600円を超えるときは、16,600円とする。
14		1,238,001円～1,439,000円	支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が19,120円を超えるときは、19,120円とする。
15		1,439,001円以上	支弁額	支弁額の1割に相当する額

## 備考

- 1 この表において「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。
- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 3 この表のD階層における「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を前項の規定により算出された所得割の額又は第2項の均等割の額から順次控除して得た額をこの表のC階層における均等割の額とし、又は同表のD階層における所得割の額とする。
- 5 所得割の額を計算する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するものとする。
- 6 この表のD階層における「支弁額」とは、その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額をいう。
- 7 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間、前年度分の市町村民税によるものとする。
- 8 この表の規定にかかわらず、その世帯の市町村民税の額が明らかでない場合その他市長が必要と認めた場合は、収入月額を基準として市長が別に定めた額を当該徴収金の額とする。
- 9 この表の規定にかかわらず、児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯のうち、次に掲げる世帯の徴収金の額は、0円とする。
  - (1) 単身世帯  
扶養義務者のいない世帯
  - (2) 母子世帯等  
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3に規定する指定通所支援を利用し、若しくは法第24条の2に規定する指定障害児入所施設等に入所等をしている児童及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第6項に

規定する療養介護及び療養介護医療、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援並びに同条第14項に規定する就労継続支援に係るものに限る。)の受給者を除く。)のいる世帯(次に掲げる児童(者)を有する世帯をいう。)

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯

扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

10 世帯の階層区分の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下この表において同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下この表において「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下この表において同じ。))を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

11 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

12 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合(次項の規定に該当する場合を除く。)においては、その月の徴収金の額が最も多額な措置児童(当該措置児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)については基準額を、その他の措置児童等については加算基準額を徴収金月額とする。

13 この表の規定による徴収金の額がその措置児童等に係る措置費の支弁額を超えるときは、措置費の支弁額をもって徴収金の額とする。

第2条 金沢市児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第5の備考第13項を同備考第15項とし、同備考第12項の次に次の2項を加える。

13 措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

14 前項の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則(以下「新規則」という。)別表第5の規定は、令和元年6月分からの徴収金について適用する。ただし、同月分から同年9月分までのいずれかの月分の徴収金について同条の規定による改正前の金沢市児童福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)別表第4の規定の適用を受けていた者で、新規則別表第5の規定の適用を受けることにより徴収金の額が増加するものについては、同年6月分から令和2年6月分までの徴収金に限り、旧規則別表第4の規定により徴収金の額を算定する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第5の規定は、令和元年10月分からの徴収金につい

て適用する。この場合において、前項ただし書の規定の適用を受ける者については、同表の備考第13項及び第14項の規定の適用があるものとして徴収金の額を算定する。

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第31号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第58号）の一部を次のように改める。

第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第3条第1項第1号中「別表第1及び別表第2」を「次のア又はイに掲げる子どもの区分に応じ、当該ア又はイ」に改め、同号に次のように加える。

ア 教育認定子ども（政令第4条第1項第1号の教育認定子どもをいう。以下同じ。）及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号の満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。） 0円

イ 満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項の満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 別表に定める額

第3条第1項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同項第3号中「別表第2」を「次のア又はイに掲げる子どもの区分に応じ、当該ア又はイ」に改め、同号に次のように加える。

ア 満3歳以上保育認定子ども 0円

イ 満3歳未満保育認定子ども 別表に定める額

第3条第1項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第1に定める額」を「0円」に改め、同条第2項中「支給認定子ども（法第20条第4項の支給認定子どもをいう。以下同じ。）の支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条から第4条の3までを次のように改める。

（複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）

第4条 負担額算定基準子ども（政令第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する特定教育・保育等（特定教育・保育又は特定地域型保育（法第29条第1項の特定地域型保育をいう。）をいう。以下同じ。）のあった月の保育料は、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して前条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円

（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）

第4条の2 特定被監護者等（政令第14条の特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する保育料は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（政令第4条第2項第2号の市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。）が57,700円未満であるときは、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、0円とする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における満3歳未満保育認定子ども

(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(3) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

（特定教育・保育給付認定保護者がいる世帯に係る特例）

第4条の3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において特定教育・保育給付認定保護者（政令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護



者をいう。)に該当する場合における当該教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する保育料は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときは、第3条第1項及び前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる満3歳未満保育認定子ども以外の満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して第3条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額(当該額が9,000円を超える場合には、9,000円)
- (2) 前条各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

第5条第1項中「支給認定保護者に係る支給認定子ども」を「教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに」を「満3歳未満保育認定子どもに」に、「無料」を「0円」に改め、同項第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第2号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「次のア又はイに掲げる子どもの区分に応じ、当該ア又はイ」を「別表に規定するA階層からD8階層まで」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2項中「支給認定保護者に係る支給認定子ども」を「教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに」を「満3歳未満保育認定子どもに」に改め、同項第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第2号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「次のア又はイに掲げる子どもの区分に応じ、当該ア又はイ」を「別表に規定するA階層からD8階層まで」に改め、同号ア及びイを削る。

第6条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条本文中「第5条」を「前条」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条ただし書中「第5条」を「前条」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の1表を加える。

別表(第3条、第5条関係)

階 層 区 分		保育料(月額)	
		満3歳未満保育認定子ども(1人につき)	
		短時間認定保護者以外の者	短時間認定保護者
A階層	特定教育・保育等のあった月において被保護者である教育・保育給付認定保護者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円
B階層	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者(A階層に該当する者を除く。)	0円	0円
C階層	教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月の属する年度分の所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者(A階層及びB階層に該当する者を除く。)	9,500円	9,400円
D階層	1 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	12,400円	12,200円
	2 市町村民税所得割合算額が48,600円以上55,700円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	16,200円	16,000円

3	市町村民税所得割合算額が55,700円以上59,200円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	19,100円	18,800円
4	市町村民税所得割合算額が59,200円以上79,500円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	23,600円	23,200円
5	市町村民税所得割合算額が79,500円以上97,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	29,500円	29,000円
6	市町村民税所得割合算額が97,000円以上106,800円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	35,100円	34,600円
7	市町村民税所得割合算額が106,800円以上133,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	39,500円	38,900円
8	市町村民税所得割合算額が133,600円以上169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	42,700円	42,000円
9	市町村民税所得割合算額が169,000円以上301,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者	45,400円	44,700円
10	市町村民税所得割合算額が301,000円以上である場合における教育・保育給付認定保護者	46,300円	45,600円

## 備考

- この表において「短時間認定保護者」とは、政令第4条第2項第1号の短時間認定保護者をいう。
- この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者をいう。
- この表において「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。
- この表において「所得割」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。
- 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他子ども・子育て支援法施行規則第58条各号に掲げる事由のあった場合の当該月の保育料は、この表の規定による保育料（月額）に、利用日数（25日を超える場合は、25日）を乗じた額を25で除して得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

## 附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- この規則の施行前に行われた子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による改正前の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「旧法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、旧法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、旧法第29条第1項に規定する特定地域型保育、旧法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育については、改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第32号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条の10中「受給者証等再交付申請書」を「障害福祉サービス受給者証等再交付申請書」に改める。

第28条の2中「様式第19号の2」を「様式第19号の3」に改め、同条を第28条の4とし、第28条の次に次の2条を

加える。

(療養介護医療受給者証)

第28条の2 省令第64条の2第3項の療養介護医療受給者証の様式は、様式第19号の2のとおりとする。

(療養介護医療受給者証の再交付に係る申請書)

第28条の3 省令第64条の2の2第1項の申請は、障害福祉サービス受給者証等再交付申請書(様式第6号)によるものとする。

様式第6号中「第19条の10」の次に「、第28条の3」を加え、同様式の備考に次の1項を加える。

- 3 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類を提示する場合は、個人番号の記載の必要はありません。

様式第15号の備考を次のように改める。

備考

- 1 交付を受けている受給者証(紛失した場合を除く。)を添付してください。
- 2 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類を提示する場合は、個人番号の記載の必要はありません。

様式第19号の2中「第28条の2」を「第28条の4」に改め、同様式を様式第19号の3とする。

様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第19号の2(第28条の2関係)

療 養 介 護 医 療 受 給 者 証				
公費負担者番号				
公費受給者番号				
支給決定障害者	居住地			
	フリガナ			
	氏名	生年月日	年 月 日	
	被保険者証の記号及び番号	保険者名及び番号		
負担上限月額	療養介護医療(食事療養(生活療養)を除く。)	月額	円	
	食事療養(生活療養)	月額	円	
適用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
交付年月日	年 月 日			
支給市町村名及び印				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

金沢市狂犬病予防法施行細則（昭和26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用して前項第1号、第2号又は第5号から第7号までの規定による申請又は届出（以下この項において「申請等」という。）を行わせようとするときは、当該各号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請書又は届出書（以下この項において「申請書等」という。）の提出に代えて、本市の指定する方法により、申請書等に記録すべき事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて本市の使用に係る電子計算機に送信させることができる。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

犬 の 登 録 申 請 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

犬の登録を受けたいので、狂犬病予防法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

犬 の 所 在 地	
犬 の 種 類	
犬 の 生 年 月 日	
犬 の 毛 色	
犬 の 性 別	
犬 の 名	
犬の特徴となるべき事項	

別記様式第2号 (第2条関係)

犬 の 鑑 札 再 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

犬の鑑札を亡失(損傷)したので、狂犬病予防法施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

犬 の 所 在 地	
犬 の 種 類	
犬 の 生 年 月 日	
犬 の 毛 色	
犬 の 性 別	
犬 の 名	
犬の特徴となるべき事項	
亡失(損傷)した鑑札の番号	
亡失(損傷)した理由	

備考 損傷した場合は、その鑑札を添付してください。

別記様式第5号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第5号 (第2条関係)

犬 の 死 亡 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

狂犬病予防法施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

犬の死亡時における所有者の氏名及び住所	
登録年度及び登録番号	
死亡の年月日	
鑑札及び注射済票を添付できないときはその理由	

備考 鑑札及び注射済票を添付してください。

別記様式第6号(第2条関係)

登 録 事 項 の 変 更 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

狂犬病予防法施行規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

犬 の 所 在 地	
犬 の 種 類	
犬 の 生 年 月 日	
犬 の 毛 色	
犬 の 性 別	
犬 の 名	
犬の特徴となるべき事項	
登録年度及び登録番号	
変更した事項	新 の 事 項
	旧 の 事 項

備考 犬の所在地を金沢市に変更する場合には、旧所在地で交付された犬の鑑札及び注射済票を添付してください。

別記様式第7号(第2条関係)

狂犬病予防注射済票再交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

狂犬病予防注射済票を亡失(損傷)したので、狂犬病予防法施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

犬 の 所 在 地	
犬 の 種 類	
犬 の 生 年 月 日	
犬 の 毛 色	
犬 の 性 別	
犬 の 名	
注 射 年 月 日	
登録年度及び登録番号	
亡失(損傷)した理由	

備考 損傷した場合は、その注射済票を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 2 市長は、別表第3の規定による報告（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集・運搬実績報告書又は産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（以下この項において「報告書」という。）により報告を求めるものに限る。）を行わせようとするときは、前項の規定にかかわらず、報告書の提出に代えて、本市の指定する方法により、報告書に記録すべき事項を、当該報告をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて本市の使用に係る電子計算機に送信させることができる。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の処理に係る産業廃棄物に関する報告から適用する。

金沢市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市道路占用規則の一部を改正する規則

金沢市道路占用規則（昭和29年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項の電子情報処理組織を使用して第1項の規定による申請を行わせようとするときは、前各項の規定にかかわらず、第1項の申請書及び前2項の書類（以下「申請書等」という。）の提出に代えて、本市の指定する方法により、申請書等に記録すべき事項を、道路占用の許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて本市の使用に係る電子計算機に送信させることができる。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

金沢市建築基準法施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市建築基準法施行規則等の一部を改正する規則

（金沢市建築基準法施行規則の一部改正）

第1条 金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（保存建築物の指定申請）

第7条の3 金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例（平成31年条例第1号）第4条第1項の規定による登録を受けた保存建築物について法第3条第1項第3号の規定により指定を受けようとする者は、指定申請書（様式第9号）の正本及び副本各1通に、それぞれ市長が必要があると認める図書を添え

て、市長に提出しなければならない。

第9条第2項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号（第7条の3関係）

その1

指定申請書（正本）

(注意) 記入については、副本の下欄の注意事項をよく読んでください。			
建築基準法第3条第1項第3号の規定により指定を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。  年 月 日  (宛先) 金沢市長   <div style="text-align: right;">                     申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>                      [申請者本人が署名する場合は、]                      押印を省略できます。                 </div>			
1	建築主の住所及び氏名		
2	代理人の住所及び氏名		
3	設計者の資格、住所及び氏名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号	
4	敷地の位置	ア 地名・地番	
		イ 用途地域	※ その他の区域・地域・地区
		ウ 防火地域	
5	主要用途	6	工事種別
7	構造	造 階建 葺	
		申請部分	申請以外の部分 合計
8	敷地面積		
9	建築面積		
10	延べ面積		
11	前面道路の幅員		
12	指定を要する理由		



その2

指定申請書 (副本)

※ 指 定 通 知 欄	この申請に係る建築物を、建築基準法第3条第1項第3号に規定する建築物に指定したので通知します。		
	申請者氏名	様	
	指定番号		
	指定年月日	年	月 日
		金沢市長 <span style="float: right;">印</span>	
1	建築主の住所及び氏名		
2	代理人の住所及び氏名		
3	設計者の資格、住所及び氏名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号	
4	敷地の位置	ア 地名・地番	
		イ 用途地域	※ その他の区域・地域・地区
		ウ 防火地域	
5	主要用途	6	工事種別
7	構造	造 階建 葺	
		申請部分	申請以外の部分 合計
8	敷地面積		
9	建築面積		
10	延べ面積		
11	前面道路の幅員		
12	指定を要する理由		
※ 指定の条件			
注意 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 5欄は、できるだけ具体的に記入してください。			

様式第10号 削除

(金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則(平成28年規則第51号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第87条の2」を「第87条の4」に、「平成31年5月31日」を「令和元年5月31日」に改める。

附則第4条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市建築基準法施行規則第2条第1項の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第三消防団の表金石分団の項中「金石味噌屋町」を「金石味噌屋町 金石新町 金石今町 金石海  
禅寺町」に改める。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年(2019年)9月30日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)9月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	